

家計が急変した学生への学費減免の実施要領
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度冬学期の学生支援)

1. 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している学生がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度冬学期の学生支援として、新たに「家計が急変した学生への学費減免」制度を設け、授業料減免による経済的支援を緊急に行います。

2. 出願資格（対象者）

本制度の出願資格は、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的に修学困難となっている、次の「(1) 所得の基準」に該当かつ、「(2) 公的支援の受給者」または「(3) 昨年比1/2の減収」のいずれかに当てはまる、本学に在学中の大学生および短期大学部生とします。

ただし、前述の条件に当てはまる者でも、(4)に該当する者は本制度の対象外とします。

(1) 所得の基準

学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者の今年の所得見込みが、給与所得者においては841万円以下、給与所得者以外においては355万円以下である者

(2) 公的支援の受給者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入が減少した者を支援対象として実施する国・地方公共団体またはその他の公的機関による公的支援の受給証明書がある者

(3) 昨年比1/2の減収

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者の今年の所得見込みが昨年の所得と比較し1/2になっている者

(4) 制度の対象外

下記の本学の減免措置等をすでに受けている者は、本制度の対象外とします。

- ・経営学部総合奨学金特待生（うち、授業料全額の者）
- ・看護学部特別奨学金特待生（うち、授業料全額の者）
- ・私費外国人留学生学費減免者

※ (1) から (3) については、これらを証明できる証明書類等の提出が必要です。

3. 減免額および採用予定人数・選考方法

(1) 減免額

半期授業料（実支払額）相当額を減免します。

* 令和2年度冬学期の学費がすでに納入済みの場合は、返還します。

(2) 採用予定人数

90名程度採用予定（大学生と短期大学部生を合わせて）

(3) 選考方法

出願者が多数の場合は、所得の低い者を優先的に採用しますが、公的支援の証明書を含めて総合的に判断し、減免の採用者を決定します。

4. 申請方法

(1) 提出期間

令和2年10月23日（金）～令和2年11月13日（金）*郵送・持参必着、期間厳守

(2) 提出物

以下の提出物を学生支援センターへ持参または郵送してください。

- ①家計が急変した学生への学費減免申請書
- ②今年の3月・4月・5月・6月のいずれか3ヶ月分の所得の証明書の写し
(給与所得者は給与明細のコピー、給与所得者以外は帳簿などの所得の証明書のコピーを提出のこと)
- ③「令和元年分(2019年)の所得証明書」の原本(3か月以内に発行のもの)
- ④公的支援の受給証明書の写し(該当者のみ)
- ⑤「世帯全員の住民票」の原本(3か月以内に発行のもの)

※提出期間外の申請受付は行いません。

※持参の場合 学生支援センターに持参してください(学生支援センター以外には提出不可)。

*紛失しないようひとつにまとめて、封筒に入れて提出してください。

* (受付) 平日9:00~17:30 (土日祝日受付不可)

※郵送の場合 必ず簡易書留またはレターパックで郵送してください。

* (宛先) 〒583-8501 大阪府羽曳野市学園前3-2-1

四天王寺大学学生支援センター 減免係あて

5. 学費減免の取消返還

本制度による学費減免の採用が決定した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学費減免の採用を取り消し、減免を受けた金額の全額について返還を求めます。

(1) 申請者が本学学則による懲戒処分等を受けたとき

(2) 学費減免の申請に当たり、虚偽の申請をするなど、要件を充たさない申請であることが判明したとき

【参考】公的支援の受給証明書とは *4. 申請方法(2) 提出物④について

※公的支援の条件

文部科学省や日本学生支援機構が例示しているものをはじめ、国・地方公共団体またはその他の公的機関が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する各種公的支援の証明書で、下記①～③を全て満たしている証明書であることを条件とします(申込書の写し等の提出を求める場合があります)。

①国、地方公共団体又はその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの)が実施しているもの。

②新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。

③当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

※公的支援に該当しないもの

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
- ・日本学生支援機構貸与奨学金および日本学生支援機構給付奨学金

※公的支援の受給証明書の具体例

- ・緊急小口資金の貸付けの借用書、新型コロナウイルス感染症特別貸付の借用証書
- ・国税の納付猶予 納税の猶予許可通知書
- ・(参照) 給付奨学金(家計急変)における公的支援の例 *日本学生支援機構

URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html